

平成29年度 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種 忘れずに、接種しましょう。

4月1日から始まっている平成29年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種。
毎年、接種を忘れていたと期間外に問い合わせいただく方が多くいらっしゃいます。
対象の方は、是非接種を受けてください。

接種期間 平成30年
3月31日(土)まで
※期間を過ぎますと、定期接種対象外となります。

対象者：下記の①②の対象者の中で過去に一度も23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことのない方。

①下記の各誕生日の方

- ・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
- ・昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
- ・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
- ・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
- ・昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
- ・大正11年4月2日～大正12年4月1日生
- ・昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
- ・大正6年4月2日～大正7年4月1日生

②接種当日に60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方



②の対象者の方は個別通知を行っておりません。対象となる方で身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳を持参して子育て健康課窓口までお越しください。専用の予診票を発行いたします。

料 金：2,500円

※対象者のうち生活保護世帯の方は無料です。接種前に、同封の予診票と保護決定通知書又は生活保護受給証明書等、受給を証明できるものを持参し、子育て健康課窓口までお越しください。確認した上で、無料用予診票と交換させていただきます。

個人通知を受けた方で、予診票や案内を紛失された方は子育て健康課窓口で再発行させていただきます。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

おたふくかぜワクチン 接種費用の一部助成 のお知らせ

助成を受けるには、接種する前に申請手続きが必要です。接種後に申請いたしましても費用の払い戻しはできませんのでご注意ください。

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づいた接種義務のある定期予防接種ではありません。接種対象者の保護者と接種医と相談のうえ、接種してください。

対象者	朝日町に住民登録のある方で、生後1～4歳（5歳未満）のお子さん
助成回数	1回（以前に助成を受けたことのある方は、受けられません）
助成額	3,000円（上限） 医療機関での接種費用から、3,000円を差し引いた費用が自己負担額になります。
申し込み方法	母子健康手帳を持参し、朝日町役場 子育て健康課にて申請手続きを行ってください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●補助券と母子健康手帳を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。 ●おたふくかぜワクチン接種後に他のワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をおいてください。 ●健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済での対応となります。

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ、一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください。

B型肝炎訴訟 (給付金請求)について 無料個別相談会

10/14 (土) 四日市市勤労者・市民交流センター 第1会議室
10/15 (日) 桑名市民会館 第1会議室

完全予約制 ☎ **0120-013-621**
〈ご予約受付時間〉平日 9:00～18:00
個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。

対象者 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ
※ご遺族の方も給付金請求できます
給付金 50万円～3,600万円
※病態に応じて給付金等の内容が異なります
弁護士費用 着手金・相談料 無料
成功報酬制 ※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士 妻庭亨一「あいはこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシヤス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A
【営業時間】平日 9:00～18:00
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中！お気軽にお電話下さい。

有料広告掲載欄